



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

きりん通信 No.21

〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂 639-1-C101
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp

URL <http://www.sr-kirin.jp/>



きりん 人事労務
管理事務所



改正個人情報保護法④／全面施行は平成29年5月30日



平成29年5月30日からは、これまで個人情報保護法の適用がなかった「取扱う個人情報5,000人以下の小規模取扱事業者」にも、同法が適用されることとなります。

今回は、個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときのルールを紹介합니다。連載も最終回となりますので、最後に基本事項をチェックしてください。

個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときの基本的なルール

● 取得した個人情報は安全に管理する

・個人情報を事業者が保管する際には、安全に管理する必要があります。

例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れる。
紙媒体であれば施錠できるところに保管する。

・従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう社員教育を行いましょ。→まずは、「個人情報保護誓約書」を作成しましょ！



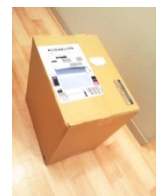
● 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る

・個人情報を第三者（別法人であればグループ会社でも第三者に該当）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要です。

・ただし、次の場合は、本人の同意がなくても、個人情報を他人に渡すことができます。

→ 法令に基づく場合（例：警察からの照会）、人命に関わる場合（例：災害時）

→ 業務を委託する場合（例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す）



● 本人からの「個人データの開示請求」には応じる

・会社が保有している個人情報（個人データ）について本人から開示や訂正等を請求されたときは、会社は対応する必要があります。請求の方法を決めておくと同時に、本人から個人情報の利用目的を問われた場合に、きちんと答えられるようにしておきましょう。



最後に、個人情報保護委員会なども周知を行っている基本的な5つのルールをチェックしておきましょう。すべて、YESならOKです。

- ・ 個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか本人に伝わっていますか？… YES / NO
- ・ 取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？…………… YES / NO
- ・ 取得した個人情報を安全に管理していますか？…………… YES / NO
- ・ 取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？（委託などの場合を除く）…… YES / NO
- ・ 「自分の個人情報を開示してほしい」といった求めを断っていませんか？…… YES / NO

改正個人情報保護法の施行はもう直ぐです。新たに対応を迫られることになる小規模取扱事業者の方に、いきなり大企業並みの規制がかかるということはありませんが、規模にかかわらず、最低限度のルールは守る必要があります。



新年度スタート 主な制度変更を確認しておきましょう



新年度がスタートしましたが、年度が替わる時期には、多くの制度変更が行われます。厚生労働省が管轄する制度においては、どのような変更が行われたのでしょうか。企業実務に関連ある事項を中心に紹介します。対応に漏れがないか確認しておきましょう。

厚生労働省関係の主な制度変更(平成 29 年4月～)

1 助成金改正

□ キャリアアップ助成金～正社員化コース～

支給申請時点で直近の事業年度と3年間前の事業年度を比較し、生産性が6%以上向上しているか否かで助成金額が異なる仕組みが導入されました。

●有期契約社員→正社員 :57万円 → 生産性向上事業主の場合 :72万円

●有期契約社員→無期契約社員 :28万円 → 生産性向上事業主の場合 :36万円

キャリアアップ助成金以外の助成金にも生産性向上要件が導入されています。この他に、キャリア形成促進助成金が人材開発支援助成金と名称を変えてリニューアルしています。

□ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の改正の施行

次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くろみん認定)及び特例認定(プラチナくろみん認定)の基準を見直し。また、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の基準も見直し。



2 社会保険関係

□ 平成 29 年度以降の在職老齢年金

平成 29 年度以降の厚生年金保険の在職老齢年金に関して、60 歳前半(60 歳～64 歳)の「支給停止調整変更額」と、60 歳後半(65 歳～69 歳)・70 歳以上の「支給停止調整額」を、法律に基づき引き下げ。

●平成 28 年度まで: 47 万円 → 平成 29 年度以降: 46 万円

(補足)60 歳前半の支給停止調整開始額(28 万円)については変更なし。

3 年前の基準に戻りました



この変更により、年金の支給額が減る(支給停止額が増える・新たに対象となる)という可能性があります。また、そもそもの年金額も、物価などの変動に応じた自動改定で 0.1%引き下げられています。

□ 子ども・子育て拠出金率の引き上げ

子ども・子育て拠出金率を引き上げ。

●平成 28 年度:1,000 分の 2.0 → 平成 29 年度:1,000 分の 2.3

[確認]子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、全額負担し納付する拠出金。その額は、使用する被保険者個々の標準報酬月額及び標準賞与額に、「子ども・子育て拠出金率」を乗じて得た額の総額となります。

4月分(5月末日納付分)から変更となります



お仕事 カレンダー 5月



5/10

●一括有期事業開始届の提出(建設業)

主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事

●4月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/31

●4月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付

●自動車税の納付

●3月決算法人の確定申告・9月決算法人の中間申告

●6月・9月・12月決算法人の消費税の中間申告

●確定申告税額の延納届出による延納税額の納付

◆偉人の名言◆◆◆「成功」が「努力」の前にくるのは、辞書の中だけである。◆◆◆

「努力の先に成功がある」と強く信じる力が、努力を継続する力になると思います。

でも私は、「努力を楽しめる」その先に成功がある。そんな風に生きているようにも思います。いずれにいても、先に来るのが「努力」であることに変わりはありませんが、「努力」を楽しむ「努力」をしています(笑)

思わず「クスッ」と笑ってしまった今月の言葉は、イギリスのヘアメイクアーティスト、ヴィダルサスーン氏でした。